

旧千葉市立幸町第一小学校体育施設の暫定利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が旧千葉市立幸町第一小学校の利活用方針を決定するまでの間における、同校体育館、運動場（以下「体育施設」という。）の暫定利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業等の事務処理及び管理体制)

第2条 暫定利用に係る事業の事務処理は、市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課が行う。

2 体育施設その他の旧千葉市立幸町第一小学校の施設（以下「跡施設」という。）の管理に係る所管は、教育委員会事務局教育総務部学校施設課とする

3 体育施設の管理運営は、旧千葉市立幸町第一小学校体育施設暫定利用自主管理運営委員会（以下「自主管理運営委員会」という。）が行う。

(自主管理運営委員会)

第3条 自主管理運営委員会は、次の関係団体等の代表者をもって構成するものとする。

- (1) 地区町内自治会
- (2) スポーツ振興会
- (3) スポーツ推進委員
- (4) 青少年育成委員
- (5) 登録団体
- (6) その他必要な団体

2 自主管理運営委員会が所管する事項は、次のとおりとする。

- (1) 体育施設の維持管理に関すること
- (2) 利用計画・調整に関すること
- (3) 利用団体に対する指導に関すること
- (4) 日誌等の記録に関すること
- (5) 教育委員会との連絡調整に関すること
- (6) その他管理運営に必要な事項

(利用施設)

第4条 暫定利用する体育施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 旧千葉市立幸町第一小学校の体育館
- (2) 旧千葉市立幸町第一小学校の運動場

(利用期間及び利用日時等)

第5条 体育施設の暫定利用を実施する期間は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。ただし、教育委員会が必要と認める場合はこれを延長することができる。

- 2 体育施設の利用日及び利用時間は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 体育館 12月29日から翌年の1月3日までを除く平日の17時から21時まで、土・日曜日、祝日の6時30分から21時まで
 - (2) 校庭 12月29日から翌年の1月3日までを除く土・日曜日、祝日の6時30分から17時まで
- 3 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、体育施設の管理上必要があると認めるときは、臨時に体育施設の利用日及び利用時間を変更することができる。

(利用団体)

第6条 体育施設を利用することができる団体は、千葉市立幸町第一小学校及び千葉市立幸町第二小学校が廃校となる前から、同校において、千葉市立学校体育施設の開放に関する規則の定めるところにより教育委員会から団体の登録に係る承認を受け、定期的に体育施設を利用していた団体であつて、第8条第2項の規定に基づき、自主管理運営委員会に登録された団体とする。

- 2 暫定利用期間中の新規団体の受入れは行わない。ただし、教育委員会が特に必要であると認める場合にあってはこの限りでない。

(利用の範囲及び優先利用)

第7条 体育施設の利用は、次に掲げる目的又は事業に関し行うものとする。

- (1) スポーツ文化利用（団体が行うスポーツ活動、レクリエーション活動及び社会教育活動の利用に供する目的で行われるものをいう。）
 - (2) 社会教育団体等が主催する社会体育事業に係る利用
 - (3) 市又は教育委員会が主催し、又は支援する事業に係る利用
- 2 自主管理運営委員会は、前項第3号に規定する利用の場合にあっては、当該各号に定める利用を優先するものとする。

(団体の登録)

第8条 体育施設を利用しようとする団体は、旧千葉市立幸町第一小学校体育施設暫定利用団体登録届出書（様式第1号）に利用団体名簿を添えて、自主管理運営委員会に当該団体の登録を届け出るものとする。

- 2 自主管理運営委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、旧千葉市立幸町第一小学校体育施設暫定利用団体登録済書（様式第2号）により届出者に通知するものとする。
- 3 自主管理運営委員会は、団体登録終了後、校庭・体育館暫定利用団体報告書（様式第3号）を、教育委員会に報告するものとする。

(利用の許可等)

第9条 登録団体は、体育施設を利用するときは、あらかじめ旧千葉市立幸町第一小学校体育施設暫定利用（変更）申請書（様式第4号）により教育委員会の許可を受けるものとする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、旧千葉市立幸町第一小学校体育施設暫定利用（変更）許可書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- 3 教育委員会は、体育施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。
- 4 自主管理運営委員会は、利用団体の届出に基づき、利用回数を調整するなどして、公正かつ適切な管理運営に努めるものとする。

（利用の不許可）

第10条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。

- (1) 営利行為を目的とした利用であると認められるとき。
- (2) スポーツ・レクリエーションの場としての利用に反することと認められるとき。
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (4) 体育施設及び跡施設を破損し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、体育施設の管理運営上支障があると認められるとき。

（利用許可の取消し等）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により第9条第1項の許可を受けた事実が明らかになったとき。
- (2) 前条各号に規定する利用不許可の事由のいずれかが発生したとき。
- (3) 災害その他事故により体育施設の利用ができなくなったとき。
- (4) 教育委員会又は自主管理運営委員会の指示に従わないとき。
- (5) 学校跡地の利用の方針が決定し、当該跡地の利用に支障が生ずると認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により利用の許可を取り消すときは、理由を付してその旨を利用団体に通知するものとする。この場合において、緊急を要するときは、口頭により通知することができる。

（原状回復）

第12条 利用団体は、体育施設の利用を終了したときは、利用した体育施設を原状に回復するものとする。前条の規定により利用の許可を取り消され、又は利用を停止され、若しくは制限されたときも、同様とする。

（自己責任等）

第13条 暫定利用により生じた事故については、原則として第9条第1項の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）の責任とする。

2 利用者は、その責めに帰すべき理由により、跡施設又は跡施設の備品（体育施設の設備も含む。）を破損し、又は損傷したときは、速やかに自主管理運営委員会に届け出ると

ともに、その損害を賠償するものとする。

- 3 利用者は、前項の規定による破損または損傷以外の事故が発生したときは、速やかに自主管理運営委員会へ届け出るとともに、当該事故により生じた損害または損傷を軽減する措置を講じるものとする。
- 4 自主管理運営委員会は、前2項の規定による届け出を受けたときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(報告)

- 第14条 自主管理運営委員会は、第3条第1項の規定に基づき組織したときは、旧千葉市立幸町第一小学校体育施設暫定利用自主管理運営委員会役員名簿（様式第6号）を、速やかに教育委員会に報告するものとする。
- 2 自主管理運営委員会は、暫定利用期間中の利用施設の利用状況を巡視するとともに、利用日誌（様式第7号）に毎日記録し、月毎に取りまとめの上、翌月の10日までに教育委員会に提出するものとする。
 - 3 自主管理運営委員会は、前項の巡視内容を、暫定利用巡視・自由開放巡視報告書（様式第8号）にとりまとめ、4月から9月分までを10月末までに、10月から翌年3月分までを4月末までに、教育委員会に提出するものとする。

(その他)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、暫定利用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 教育委員会は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、施行日以後の利用に係る申請の受付、利用の許可その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号

年度 旧千葉市立幸町第一小学校
 体育施設暫定利用団体登録届出書

年 月 日

(あて先)

利用学校名		利用施設		種目	
(フリガナ)		(フリガナ)			
団体名		代表者名			
住所		(住所以外の連絡先・電話)			
電話					

上記のとおり登録を申請します。

◎ 構成員 計____人	内 訳	①幼・児童	②中学生	③一般女性	④一般男性	主な構成層 ※①～④の番号記入
		人	人	人	人	
◎ 収入	会費(一人平均年額)		円			
	補助金(年額総額)		円			
	その他(年額総額)		円			
◎ 指導者数	人	指導者に対する謝礼(月一人平均)			円	
◎ 主な活動曜日	月・火・水・木・金・土・日・祝・その他()					
◎ 成立	1: 地域の自主的クラブ(個人の呼びかけによる) 2: 地域団体のクラブ(自治会、子供会、スポーツ振興会等) 3: PTA中心のクラブ 4: 学校(部活動)のOB・OG中心のクラブ 5: 企業・職場中心のクラブ 6: その他()					
◎ 団体構成	1: 学区内のみ	2: 学区外のみ	3: 混合			
◎ 保険の加入	1: 全員加入	2: 一部加入	3: 未加入			

様式第2号

年度 旧千葉市立幸町第一小学校
体育施設暫定利用団体登録書

利用学校名		利用施設		種目	
(フリガナ)		(フリガナ)			
団体名		代表者名			
住所		(住所以外の連絡先・電話)			
電話					

上記のとおり登録しました。

登録内容に変更がある場合は、速やかに変更内容を届け出ること。

年 月 日

旧千葉市立幸町第一小学校体育施設暫定利用自主管理運営委員会

会 長

印

様式第3号

年度 旧千葉市立幸町第一小学校
体育施設暫定利用団体報告書

(宛先) 千葉市教育委員会

旧千葉市立幸町第一小学校
体育施設暫定利用自主管理運営委員会
会長

印

標記の件につきまして、下記のとおり報告します。

記

	団体名	種目名	主な活動日	主な構成	利用施設
1			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
2			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
3			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
4			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
5			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
6			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
7			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
8			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
9			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館
10			月・火・水・木・金・土・日・祝その他 (第1. 2. 3. 4. 5・毎週・不定期)	幼・児童 女性 中学生 男性	校庭・体育館

* 10団体以上登録のある場合は裏面に記入してください。

様式第4号

年度 旧千葉市立幸町第一小学校
体育施設暫定利用（変更）申請書

年 月 日

（あて先）千葉市教育委員会

利用学校名		利用施設		種目	
(フリガナ)		(フリガナ)			
団体名		代表者名			
住所		(住所以外の連絡先・電話)			
電話					

上記の者につき、旧千葉市立幸町第一小学校体育施設の暫定利用を申請します。
なお、次に掲げる事項の実行を誓います。

- 1 旧千葉市立幸町第一小学校体育施設の暫定利用に関する要綱を遵守し、及び自主管理運営委員会の指示をかたく守ります。
- 2 学校の施設・設備を大切に使います。

年度 旧千葉市立幸町第一小学校
体育施設暫定利用（変更）許可証

利用学校名		利用施設		種目	
(フリガナ)		(フリガナ)			
団体名		代表者名			

上記の者の利用を許可します。ただし、次の事項を守ってください。

年 月 日

千葉市教育委員会

◎注意事項

- 1 旧千葉市立幸町第一小学校体育施設の暫定利用に関する要綱を遵守すること。
- 2 利用の際は、必ずこの許可証を携行すること。なお、紛失したときや破損したときは、自主管理運営委員会に申し出ること。
- 3 跡施設の施設・設備を大切に使い、破損又は損傷した場合は自己の責任において原状回復すること。
- 4 自主管理運営委員会の指示に従うこと。
- 5 暫定利用期間中に活動場所の確保等に努めること。
- 6 安全については各自が責任を持ち、第三者に迷惑をかけること。
- 7 利用日及び利用時間を厳守すること。
- 8 利用した後は必ず清掃すること。
- 9 勝手な行動をした場合は利用の取消、停止、制限をする場合があります。

様式第6号

年度 旧千葉市立幸町第一小学校
 体育施設暫定利用自主管理運営委員会役員名簿

(宛先) 千葉市教育委員会

旧千葉市立幸町第一小学校
 体育施設暫定利用自主管理運営委員会
 会長

印

標記の件につきまして、次のとおり報告します。

役員	氏名	性別	年代	住所	所属団体	電話
フリガナ				〒		
会長			代			
フリガナ				〒		
副会長			代			
開放利用の窓口と なられている方	フリガナ				問合せ時間帯	市民問合せ用電話
	氏名					
※事務 担当	フリガナ			〒		電話番号(学 校)
	学校担 当者名		代			
	フリガナ			〒		電話番号(実 務)
	実務担 当者名		代			携帯電話
監事			代	〒		
監事			代	〒		
委 員			代	〒		
			代	〒		
			代	〒		
			代	〒		
			代	〒		

※事務担当者欄においては、主に開放事務を担当する方に「○」を記入してください。

様式第7号 (校庭用)

校庭 暫定利用日誌						【旧千葉市立幸町第一小学校体育施設】					
月日	時間	利用時間	団体名	記入者名	種目名	幼児 児童	中学生	一般女性	一般男性	確認 事項	特記事項
月 日() 天候	早朝	～									
	午前	～									
		～									
	午後 1	～									
		～									
	午後 2	～									
～											
月日	時間	利用時間	団体名	記入者名	種目名	幼児 児童	中学生	一般女性	一般男性	確認 事項	特記事項
月 日() 天候	早朝	～									
	午前	～									
		～									
	午後 1	～									
		～									
	午後 2	～									
～											
月日	時間	利用時間	団体名	記入者名	種目名	幼児 児童	中学生	一般女性	一般男性	確認 事項	特記事項
月 日() 天候	早朝	～									
	午前	～									
		～									
	午後 1	～									
		～									
	午後 2	～									
～											
利用日数 頁合計			利用団体数 頁合計		頁合計 人数						
利用日数 月合計			利用団体数 月合計		月合計 人数						

※確認事項欄は、①施設の安全、②消灯、③清掃・後始末、④火気、⑤施錠 の各項目を確認し記入してください。

様式第7号 (体育館)

体育館 暫定利用日誌						【旧千葉市立幸町第一小学校体育施設】					
月日	時間	利用時間	団体名	記入者名	種目名	幼児 児童	中学生	一般女性	一般男性	確認 事項	特記事項
月 日() 天候	早朝	～									
	午前	～									
		～									
	午後 1	～									
		～									
	午後 2	～									
～											
夜間	～										
	～										
月日	時間	利用時間	団体名	記入者名	種目名	幼児 児童	中学生	一般女性	一般男性	確認 事項	特記事項
月 日() 天候	早朝	～									
	午前	～									
		～									
	午後 1	～									
		～									
	午後 2	～									
～											
夜間	～										
	～										
月日	時間	利用時間	団体名	記入者名	種目名	幼児 児童	中学生	一般女性	一般男性	確認 事項	特記事項
月 日() 天候	早朝	～									
	午前	～									
		～									
	午後 1	～									
		～									
	午後 2	～									
～											
夜間	～										
	～										
利用日数 頁合計			利用団体数 頁合計		頁合計 人数						
利用日数 月合計			利用団体数 月合計		月合計 人数						

※確認事項欄は、①施設の安全、②消灯、③清掃・後始末、④火気、⑤施錠 の各項目を確認し記入してください。

